

ハラスメント防止対策に関する指針

当事業所は、利用者に対して安定した支援サービスを提供するため、職場及び訪問先・利用者宅におけるハラスメント防止のための本指針を定める。

1. ハラスメント防止に関する基本的考え方

職場におけるハラスメントは、従業者の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、従業者の能力の有効な発揮を妨げ、また、法人にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。性別役割分担意識に基づく言動は、セクシュアルハラスメントの発生の原因や背景となることがあり、また、妊娠・出産等に関する否定的な言動は、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの原因や背景になることがあります。このような言動を行わないよう、ここに基本的な考え方としてこの指針を定め、従業者等がハラスメントについて正しく理解し、ハラスメントを未然に防ぐ方策等を共有する。

2. ハラスメントの種類

当事業所では以下に挙げるようなハラスメント行為を行ってはいけない。また、当事業所以外の者（訪問先・利用者宅）に対しても、これに類する行為を行ってはいけない。

(1) パワーハラスメント

- ① 殴打、足蹴りをするなど身体的攻撃
- ② 人格を否定するような言動をする精神的な攻撃
- ③ 職場における人間関係からの切り離し、勤務に直接関係ない作業を命じるなどの過大な要求、また誰でも遂行可能な業務を行わせるなどの過小な要求
- ④ 他の従業者の性的指向・性自認や病歴などの機微な個人情報について、本人の了解を得ずにほかの従業者に暴露するなどの個の侵害

(2) セクシュアルハラスメント

- ① 性的な冗談、からかい、質問
- ② わいせつ画像の閲覧、配布、掲示
- ③ 性的な噂の流布
- ④ 身体への不必要な接触
- ⑤ 性的な言動により従業者等の就業意欲を低下させ、能力発揮を阻害する行為
- ⑥ 交際、性的な関係の強要
- ⑦ 性的な言動に対して拒否等を行った従業者に対する不利益取扱い
- ⑧ その他、他人に不快感を与える性的な言動

(3) 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

- ① 従業者に対して妊娠・出産・育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動
- ② 従業者に対して妊娠・出産・育児・介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等
- ③ 従業者に対して妊娠・出産等したことによる嫌がらせ等
- ④ 従業者に対して妊娠・出産等したことにより、解雇その他の不利益な取り扱いを示唆する行為
- ⑤ 従業者に対して妊娠・出産等したことにより、解雇その他の不利益な取り扱いを示唆する行為

2. ハラスメント対策

(1) 従業員

本指針に基づいたハラスメント防止を周知徹底する研修を年1回以上実施する。

(2) 契約時等ハラスメントについて説明をする（重要事項説明書参照のこと）。

3. ハラスメントに関する相談窓口と対応

(1) 事業所におけるハラスメントに関する相談窓口担当者は次の者を置く。

相談窓口担当：須田 安津子（電話：090-7508-5534）

相談窓口担当者は、公平に相談者だけでなく行為者についてもプライバシーを守り対応する。電話、メール、チャットでも相談を受け付ける。

(2) 従業員は、利用者・家族からハラスメントを受けた場合、相談窓口担当者に報告・相談する。相談窓口担当者と上司は、必要な対応を行う。

(3) 相談窓口担当者と上司（代表）は、被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）を行う。

(4) 相談窓口担当者と上司は、相談や報告のあった事例について問題点を整理し、被害防止のため、マニュアル作成や研修実施、状況に応じた取組を行う。

4. 利用者等に対する当該指針の閲覧

本指針は利用者・家族や関係機関が閲覧できるよう掲示する。

5. その他ハラスメント防止のために必要な事項

当事業所のハラスメント防止マニュアルに基づいて対応する。

契約時等ハラスメントについて説明する。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する